

新型コロナウイルス感染症の無症状患者の療養解除について

1. 新型コロナウイルス感染症の無症状患者の療養期間の取扱い

【原則】検体採取日から7日間を経過した場合には、8日目に療養解除を可能とする（従来から変更なし）。



【特例】5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。

ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底が必要。

2. 基本的な流れ

（1）療養期間短縮の必要性の検討、報告

教職員 自身が陽性者となった場合、速やかに所属に報告



所 属 ①教職員からの報告を受け、教育政策課又は体育健康安全課（※1）へ陽性者の発生について報告
②5日間経過後（6日目）解除の必要性を検討し、必要性がある場合には、当該教職員に連絡の上、「新型コロナウイルス感染症（無症状患者）の療養解除チェックリスト」【別添】に必要事項（基本情報）を記載し、教育政策課又は教職員課（※2）に提出（写しを提出）

（2）療養教職員の健康確認、検査実施

所 属 ①教職員の自宅に検査キット（1日分）を送付（使用方法を説明）
②（事務局のみ）福利厚生課へ連絡し、検査キットの払い出しを受ける



教職員 療養中、健康状況を所属に報告



所 属 聞き取った健康状況を「療養解除チェックリスト」に☑を入れる



教職員 5日目の検査を実施



所 属 （自ら撮影した検査結果の画像を所属へメール等で送付）



所 属 検査結果を確認（検査キットの結果は写真で保存）



所 属 ①検査結果と健康状況の確認により療養解除を最終判断し、本人に伝達
②教育政策課又は教職員課（※2）に判断結果を報告
③各所属で「療養解除チェックリスト」を5年間保存
（事務局、教育機関のみ）「療養解除チェックリスト」を福利厚生課へ提出
※発症等でキットを使用しなかった場合は、提出不要



教職員 ※未使用キットがある場合は、教職員から回収
出勤

（※1）事務局・教育機関は教育政策課へ、県立学校は体育健康安全課へ報告

（※2）事務局・教育機関の教職員、県立学校の事務職員は教育政策課へ、県立学校の教員は教職員課へ報告